

質問第一五五号

修復歴車の再事故に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月十二日

大久保 勉

参議院議長 江田 五月 殿

修復歴車の再事故に関する質問主意書

交通事故やその他の災害により、車体の骨格に当たる部分を損傷し、当該部分を修正もしくは交換した履歴のある自動車（以下「修復歴車」という。）が、修正もしくは交換の不備等の原因により、再び事故を起こすことがある。この再事故は、前回の事故後に適切な修正もしくは交換がなされていれば防げるわけであるから、自動車事故全体を減少させる諸政策のなかでも、政策の立案及び実施とその効果の測定との関係が比較的明確なものであると考える。

この点に関して、以下の質問をする。

一 修復歴車の再事故に関して、政府はその発生統計を取っているか、明らかにされたい。また、全調査もしくはサンプル調査等によって、修復歴車の再事故の原因調査（前回事故の修正もしくは交換の不備かどうかを含む）を行っているかについて、あわせて明らかにされたい。

二 修復歴車の再事故に関しては、前回事故時において損害保険会社が適切な保険金支払を行わない等の事実により、修正もしくは交換等が十分になされなかったために発生する場合が少なくないと指摘されている。このような指摘を政府は認識しているか明らかにされたい。また、この指摘が事実であるとすれば、

政府は損害保険会社に対する適切な指導を行うべきであると考えているが、この点についてもあわせて明らかにされたい。

右質問する。